

令和8年度 前森地域活性化施設飲食提供施設等利用事業者募集要項

1. 趣旨

最上町では、前森地域活性化施設における飲食提供施設、アイス工房、ハム工房その他来訪者サービス向上に資する施設について、地域資源の活用、交流人口の拡大及び地域活性化を図るため、利用事業者を公募により募集します。

2. 目的

飲食提供施設等を活用し、地域資源の高付加価値化、地場産品の振興、観光振興及び地域活性化を図るため、施設を利用して事業運営を行う者を募集するものです。

3. 対象施設

募集対象施設は、次のとおりです。

1. 飲食提供施設
2. 前森高原農産物加工施設（アイス工房）
3. 前森高原畜産物処理加工施設（ハム工房）
4. その他町長が必要と認める施設

4. 利用形態

- 施設の利用は、地方自治法第244条の2及び最上町前森地域活性化施設の設置及び管理に関する条例第7条の規定に基づく利用許可により行います。
- 本募集による施設利用は、公の施設としての設置目的に沿った利用であり、民間賃貸借契約によるものではありません。

5. 応募資格

応募することができる者は、次の要件をすべて満たす者とします。

1. 施設の設置目的に沿った事業を実施できる者
2. 継続的かつ安定的な事業運営が見込まれる者
3. 関係法令を遵守できる者
4. 暴力団その他反社会的勢力に該当しない者

6. 利用期間

- 利用期間は、利用許可の日から当該年度末までとします。
- 町長が必要と認める場合は、更新することができます。

7. 利用者負担

利用者は、施設維持管理費、附属設備使用相当額及び光熱水費等として、次に掲げる費用を負担するものとします。

(1) 附属設備使用負担金

対象施設	負担額
飲食提供施設	月額 37,000 円
前森高原農産物加工施設（アイス工房）	月額 50,000 円
前森高原畜産物処理加工施設（ハム工房）	月額 43,000 円

(2) 維持管理費等

利用者は、次の費用を負担するものとします。

- 利用箇所に係る電気料金及び水道料金
- 利用箇所に係る燃料費
- 利用箇所の電気設備の修繕又は交換に要する費用
- 利用者の責めに帰すべき事由により修繕の必要が生じた場合における当該修繕に要する費用

(3) 納入方法

前記各号に掲げる費用は、町長が指定する方法により納入していただきます。

8. 募集日程

令和8年6月1日（月）から令和8年6月30日（火）まで

※受付時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

※郵送の場合は、令和8年6月30日必着とします。

9. 提出先

最上町役場商工観光課観光振興室

〒999-6101 山形県最上郡最上町大字向町 644 番地

電話：0233-43-2111（内線：211）

10. 提出方法

応募書類の提出方法は、次のいずれかとします。

- 持参
- 郵送

持参の場合

開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに提出してください。

郵送の場合

封筒の表に**「前森地域活性化施設利用事業者応募書類在中」**と朱書きし、簡易書留等、配達記録が確認できる方法で送付してください。

11. 応募申請

施設利用を希望する者は、次の書類を提出してください。

1. 応募申請書（別記様式第 1 号）
2. 事業計画書（別記様式第 2 号）
3. 会社概要書又はこれに準ずる書類
4. 納税証明書
5. その他町長が必要と認める書類

12. 質問の受付

応募に関する質問は、次の期間内に受け付けます。

質問受付期間

令和 8 年 6 月 1 日（月）から令和 8 年 6 月 15 日（月）午後 5 時 15 分まで

質問方法

書面、電子メール又はファクシミリにより提出してください。

電話又は口頭による質問は、原則として受け付けません。

13. 現地説明会

日 時：令和 8 年 6 月 15 日（月）午前 10 時

集合場所：前森地域活性化施設（農遊館駐車場前）

申込方法：別紙申込書

※ただし、施設の確認が必要な場合は、事前に担当課へ連絡の上、日程調整を行ってください。

14. 選定方法

町長は、提出書類及び必要に応じて実施するヒアリング等により、次の事項を総合的に審査し、利用者を選定します。

1. 地域活性化への寄与
2. 事業実現性及び継続性
3. 施設管理能力
4. 安全衛生管理体制
5. その他町長が必要と認める事項

15. ヒアリング実施日

必要に応じて、応募者に対するヒアリングを実施します。

実施予定日：令和8年7月上旬

※応募状況により、日時及び場所は別途応募者に通知します。

16. 選定結果の通知

選定結果は、令和8年7月中旬までを目途に、応募者全員に文書で通知します。

17. 利用者の遵守事項

利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

1. 施設を善良な注意をもって使用すること。
2. 許可を受けた目的以外に利用しないこと。
3. 施設及び附属設備を損傷しないこと。
4. 利用権を第三者へ譲渡し、又は転貸しないこと。
5. 関係法令を遵守すること。

18. 利用許可の取消し等

町長は、利用者が次のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、又は利用停止を命ずることがあります。

1. 条例又はこの要項に違反したとき
2. 利用許可条件に違反したとき
3. 施設管理上支障があると認められるとき
4. その他町長が不適當と認めるとき

19. 原状回復

利用者は、利用期間満了又は利用許可取消しとなったときは、自己の負担により原状回復を行うものとします。

20. 応募書類の返却

提出された応募書類は、返却しません。

21. 問い合わせ先

最上町役場 商工観光課 観光振興室

〒999-6101 山形県最上郡最上町大字向町 644 番地

電話 : 0233-43-2111

F A X : 0233-43-2345

E-mail : kanko@town.mogami.lg.jp

22. その他

この募集要項に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定めます。